

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けて、ご協力くださるようお願いいたします。

特別徴収とは？

・事業主の方（特別徴収義務者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となります。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収のメリット

・特別徴収していただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がなくなります。

■詳しくはホームページをご覧ください。【東京都特別徴収】で検索！

PR キャラクター
せいきりん



差木地墓地使用者の募集について

大島町では差木地墓地の区画増設に伴い、町営墓地の使用者を下記により募集します。

(募集内容)

名称 大島町霊園差木地墓地 所在地 大島町差木地字ヲヲバカ 920 番1、2 及び 6

区画数 20 区画 面積 1 区画当たり 7.25㎡

使用料 246,000 円 (大島町に住所のない方は、492,000 円)

※この墓地は「永代使用」(貸与)なので、他人に貸したり、売ったり等はできません。

また、墓地を返還した場合も、支払った使用料はお返しできません。

(募集期間) 10月10日(火)～10月20日(金)

(申込資格) 大島町に住所を有する者。ただし、大島町に本籍がある者、特に関連がある者、大島町で死亡した外国人を埋葬するため使用する者については、町長が認めた場合はこの限りではありません。

※大島町以外に住所を有する者が使用を許可された場合、墓地を管理する者を置かなければなりません。

・墳墓の祭しを主宰すべき者。

(申込方法)

町役場水道環境課窓口及び各出張所に備付けの申請書に、必要事項を記入の上、関係書類を添付して提出してください。(関係書類：住民票の謄本(本籍記載))

(使用者の決定)

墓地の使用者及び区画の場所については、申請書を審査のうえ、公開抽選により決定します。抽選日は申請書提出時にお伝えいたします。

水道環境課生活環境係 ☎ 2-1478



大島一般廃棄物管理型最終処分場について

差木地にこんな名前の廃棄物処理施設があることをご存知ですか？

大島一般廃棄物管理型最終処分場は、島嶼北域(大島町、利島村、新島村、神津島村)の焼却灰(「燃やせるごみ」を焼却施設で処理した後の灰)を受け入れて、埋立処分しています。

平成16～17年度の2年間をかけて建設され、平成18年度より供用開始しました。この処分場では、埋立地から出る浸出水による地下水や公共水域の汚染を防止するため、遮水(埋立地の側面や底面を遮水シートで覆う)し、浸出水を集水設備で集め、浸出水処理施設で処理を行っています。

また、第三者機関による水質検査を毎月実施するなどして運営管理しており、浸出水処理施設で処理した後の放流水、埋立地の遮水シート下の地下水とも法規制値を十分に下回っています。この維持管理状況等については、東京都島嶼町村一部事務組合のホームページ(「島嶼一組」で検索)にて公表しています。

大島一般廃棄物管理型最終処分場を1日でも長く使用するためにも、廃棄物の減量化、資源化に一層取り組んでいくことが大切です。

